

■ 徴収事務の共同処理 ②

徴収事務を共同処理する組織数

42 (一部事務組合21、広域連合6、任意組織(※1)15)

令和5年7月現在

構成	市町村のみで構成	道府県と市町村で構成	
業務	徴収業務(滞納整理の実施、職員に対する研修など)		課税に関する業務 (申告の受付など)
	個人住民税(個人道府県民税を含む)、固定資産税など市町村税(※2)		
類型	<p>26組織 (広域連合3、一部事務組合21、任意組織2)</p> <p>○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。</p> <p>茨城租税債権管理機構</p> <p>愛媛地方税滞納整理機構 など</p>	<p>14組織 (広域連合1、任意組織13)</p> <p>○ 市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。</p> <p>○ 任意組織では、県・市職員を相互併任し、滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において実施。</p>	
		<p>2組織 (広域連合2)</p> <p>○ 徴収業務のほか、課税業務の一部(※3)、電算システムの整備。</p> <p>京都地方税機構(法人関係税申告書等受付・税額算定、自動車関係税申告書等データ化)</p> <p>静岡地方税滞納整理機構(軽自動車税の申告書の受付)</p>	

※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。

※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。

※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。